平成２４年（フ）第２９５号
徳島県名西郡石井町浦庄字下浦929番地130、旧住所徳島県名西郡石井町高原字平島397番地１
債務者　矢部　影子
１　決定年月日時　平成24年11月２日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２９６号
徳島県名西郡石井町浦庄字下浦929番地130
債務者　矢部　一志
１　決定年月日時　平成24年11月２日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２９７号
徳島県名西郡石井町浦庄字下浦929番地130
債務者　矢部　洋美
１　決定年月日時　平成24年11月２日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２９８号
徳島県吉野川市鴨島町牛島772番地８
債務者　吉村奈津恵
１　決定年月日時　平成24年11月２日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３０３号
徳島県鳴門市撫養町小桑島字前浜249番地２
債務者　大家圭一郎
１　決定年月日時　平成24年11月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３２８号
愛媛県松山市北斎院町629番地12
債務者　村木　祐樹
１　決定年月日時　平成24年11月２日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３４６号
愛媛県松山市山越３丁目６番30号　マリンビル705号
債務者　田中　慎二
１　決定年月日時　平成24年11月２日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３４８号
愛媛県伊予郡松前町大字浜887番地３　レモンハイツ駅前305号
債務者　森田　直樹
１　決定年月日時　平成24年11月２日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３４９号
愛媛県松山市堀江町甲1469番地３　ティーズマンション301号、住民票上の住所愛媛県松山市堀江町甲1469番地３　スバルⅡ301号
債務者　渡部　敏一
１　決定年月日時　平成24年11月２日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３５１号
愛媛県松山市庄甲806番地
債務者　尾﨑　誠二
１　決定年月日時　平成24年11月２日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３５４号
愛媛県松山市松末１丁目７番６号
債務者　吉田　有二
１　決定年月日時　平成24年11月２日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３５５号
愛媛県松山市竹原４丁目６番24号
債務者　小松　祐也
１　決定年月日時　平成24年11月２日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１１６号
福岡県飯塚市幸袋102番地１　フラワーマンション303号
債務者　西尾　昭郎
１　決定年月日時　平成24年11月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２４年（フ）第１１７号
福岡県飯塚市弁分149番地、前住所福岡県嘉麻市漆生846番地７
債務者　手島　謙二
１　決定年月日時　平成24年11月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２４年（フ）第２５７号
福岡県うきは市浮羽町朝田817番地６
債務者　山崎とし子
１　決定年月日時　平成24年10月31日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第２５８号
福岡県小郡市大板井444番地56
債務者　猿渡　豊次
１　決定年月日時　平成24年11月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第２５９号
福岡県小郡市大板井444番地56
債務者　猿渡サダカ
１　決定年月日時　平成24年11月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
福岡地方裁判所久留米支部